証券コード　8697
平成19年６月１日

株 主 各 位

大阪市中央区北浜一丁目８番16号
株式会社大阪証券取引所
取締役社長　米　田　道　生

第６回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
　さて，当社第６回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので，ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお，当日ご出席願えない場合には，お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ，同封の議決権行使書用紙に賛否を表示してご返送になるか，議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし，電磁的方法により行使することができますので，いずれかの方法により，平成19年６月21日(木曜日）午後４時50分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
敬　具

記

１　日　　時　平成19年６月22日（金曜日）午前10時
２　場　　所　大阪市中央区北浜一丁目８番16号
大阪証券取引所ビル　３階　北浜フォーラム
３　会議の目的事項
報 告 事 項　第６期（平成18年４月１日から平成19年３月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
４　議決権行使についてのお願い
郵送による場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ，平成19年６月21日（木曜日）午後４時50分までに到着するよう，ご返送ください。
インターネットによる場合
２頁の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ，平成19年６月21日（木曜日）午後４時50分までに，ご行使ください。

以　上

当日ご出席の際は，お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお，株主総会参考書類，事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は，インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ose.or.jp/）に掲載させていただきます。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は，下記事項をご了承のうえ，行使していただきますよう，お願い申し上げます。

記

1．インターネットによる議決権行使は，当社の指定する次の議決権行使サイトを利用することによってのみ可能です。なお，携帯電話を用いたインターネットでもご利用になれます。

【議決権行使サイト】ＵＲＬ（http://www.webdk.net）

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り，議決権行使サイトに接続することも可能です。なお，操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2．インターネットにより議決権を行使される場合は，同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ，画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

3．インターネットによる議決権行使は，**平成19年６月21日（木曜日）午後４時50分**まで受付いたしますが，議決権行使結果の集計の都合上，お早めに行使されるようお願い申し上げます。

4．議決権行使書面とインターネットにより，二重に議決権を行使された場合は，インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによって，複数回数，又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は，最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

以　上

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用になるためには，次のシステム環境が必要です。

①インターネットにアクセスできること。

②パソコンを用いて議決権行使される場合は，インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして，Microsoft® Internet Explorer 5.5以上又はNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として，上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③携帯電話を用いて議決権行使される場合は，使用する機種が，128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため，128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので，一部の機種ではご利用できません。）

(Microsoftは，米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは，米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては，以下にお問い合わせくださいますよう，お願い申し上げます。

株主名簿管理人　住友信託銀行 証券代行部

【専用ダイヤル】　0120－186－417（24時間受付）

＜住所変更等用紙のご請求＞　0120－175－417　(24時間受付)

＜その他のご照会＞　0120－176－417　(平日午前９時～午後５時)

【添付書類】

事　業　報　告

〔平成18年４月１日から
平成19年３月31日まで〕

１　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における日経平均株価は，前事業年度（10,800円～17,000円台）に比べて上昇し，14,200円～18,200円台のレンジで推移しました。

このような中で，当社の当事業年度の区分別の営業収益の概況は次のとおりとなりました。

①　参加者料金

当社の開設する取引所有価証券市場（以下「大証市場」といいます。）における日経平均株価先物取引の取引高が市場開設来最高を記録しました。平成18年７月に取引開始した日経225mini（取引金額が従来の日経平均株価先物取引の10分の１の先物取引）は，日によっては日経平均株価先物取引を上回る取引高を記録する商品になっております。日経平均株価オプション取引においても過去２番目の取引高となりました。このため，大証市場におけるデリバティブ商品の総取引高は，前事業年度を36.0%上回り，市場開設来最高の6,913万単位を記録しました。取引代金では，日経平均株価先物取引が前事業年度比46.1%増，日経平均株価オプション取引が33.9%増と大きく伸長しました。株式取引の総売買代金は，26.4兆円となり，前事業年度を0.8%上回りました。

以上の結果，参加者料金については97億19百万円（前年同期比20.6%増）となり，その内訳は，基本料６億53百万円，取引手数料60億41百万円，清算手数料22億51百万円，アクセス料７億73百万円でありました。

②　上場賦課金

有価証券上場手数料が８億８百万円（前年同期比17.7%減），上場有価証券年賦課金が９億98百万円（前年同期比1.1%減）になりました。その結果，上場賦課金は18億７百万円（前年同期比9.3%減）となりました。

③　機器・情報提供料

機器・情報提供料は，43億29百万円（前年同期比39.6%増）となりました。

④　その他

参加者参加金が増加したことから，その他営業収益は２億37百万円(前年同期比40.1%増）となりました。

(営業収益の内訳)

(単位：百万円，%)

区分	第５期 (平成17年度)		第６期（当期） (平成18年度)		前期比増減率
	営業収益	構成比	営業収益	構成比	
参加者料金及び取引参加者負担金(注)	8,060	60.5	9,719	60.4	20.6
参加者料金	4,034	30.3	9,719	60.4	
基本料	325	2.4	653	4.1	
取引手数料	2,420	18.2	6,041	37.5	
清算手数料	930	7.0	2,251	14.0	
アクセス料	359	2.7	773	4.8	
取引参加者負担金	4,025	30.2	—	—	—
定額負担金	822	6.2	—	—	—
定率負担金	3,038	22.8	—	—	—
特別賦課金	164	1.2	—	—	—
上場賦課金	1,992	15.0	1,807	11.2	△ 9.3
有価証券上場手数料	982	7.4	808	5.0	△ 17.7
上場有価証券年賦課金	1,009	7.6	998	6.2	△ 1.1
機器・情報提供料	3,101	23.3	4,329	26.9	39.6
その他	169	1.2	237	1.5	40.1
合計	13,323	100.0	16,093	100.0	20.8

(注)　平成17年４月に参加者料金体系を変更しました。平成17年度は料金体系変更の移行期間として新旧両方の体系で計算した料金の和を２で除した金額を適用しておりますが，平成18年度より，新体系に完全移行しております。

以上により，当事業年度の営業収益は，前年同期比20.8%増の160億93百万円となりました。一方，減価償却費等が増加したため，当事業年度の販売費及び一般管理費は95億90百万円（前年同期比13.2%増）となり，経常利益は70億58百万円と前年同期比38.6%増加いたしました。

この結果，当期純利益は48億６百万円（前年同期比47.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は36億47百万円であり，主に売買システム及び清算システムに係る投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

資金調達については，すべて自己資金で行っております。

(4) 対処すべき課題

現状において当社が対処すべき課題は，以下のとおりです。

① デリバティブ市場関連の課題

大証市場の株価指数先物取引及び株価指数オプション取引は，国内トップシェアを誇っておりますが，大証市場の主力商品である日経平均株価先物取引を扱うシンガポール取引所（SGX）の取引高が増加しているほか，国内の他の証券取引所における株価指数先物取引が伸長するなど，厳しい競争環境が続いております。

このような状況に対処し，当社は，平成18年２月に新売買システムを稼動させるとともに，同年10月及び平成19年２月に処理能力を大幅に増強しました。また，平成18年７月に日経225miniの取引を開始し，競争力強化を図っております。今後も，さらなるシステムの処理能力向上，新商品の導入や海外取引所との提携により，幅広い投資者層を取り込み，取引とシェアの拡大に努めたいと考えております。

② 現物市場関連の課題

ニッポン・ニュー・マーケット－「ヘラクレス」は，当事業年度における新規上場会社数が45社と前年同期の20社に比べ大幅増加し，本年３月末時点の上場会社数が164社に達しましたが，国内の他の新興市場との競合関係は依然として厳しく，マーケティング活動の強化，イシュアーサービスの向上，上場審査・管理の厳正化による市場の健全性の向上等を通じて市場のさらなる拡大に取り組んでいきたいと考えております。

また，当社の収入面では，上場会社に対する年賦課金収入が一定のウェイトを占めておりますが，企業のコスト削減等を背景とした他市場との重複上場会社による上場廃止申請が，テンポは鈍化したものの引き続きみられているため，流動性の向上等を通じた大証市場への上場の魅力向上に努めてまいります。

③ 自主規制機能関連の課題

公益及び投資者保護の実現を図るという取引所の公共的使命に照らし，当社は自主規制機能の維持・向上を重要な課題と位置付け取り組んでまいります。

当社は，平成18年７月，自主規制業務を行う組織のより一層の明確化と独立性の確保を図る観点から，自主規制本部を発足させ，自主規制業務を統括する自主規制責任者を設置しました。また，同時に，これまでの取締役会の諮問機関と位置付けられていた自主規制委員会を，新たに取締役会の内部委員会として立ち上げ，自主規制業務に関するより一層掘り下げた審議を行う体制を整えました。さらに，本年施行予定の金融商品取引法に基づいて自主規制委員会を設置するなど，自主規制機能の強化に取り組んでまいります。

また，新売買システムでは，市場における売買監視の面でも大幅な機能向上を図っており，今後とも売買監視の強化に努めてまいります。

④　システム関連の課題

当社は，清算システム（平成17年２月）及び売買システム（平成18年２月）の全面更新を行いました。また，個人投資者の市場参加拡大等を背景に，売買高・注文件数は増加傾向にあることから，昨年10月，さらにシステム処理能力増強を実施し１日当たりの注文処理容量を約２倍に増強するとともに，本年２月においては，デリバティブ商品について処理速度（１秒当たりに処理可能な件数）の増強を行いました。

当社は，今後も継続的なシステムの能力増強・機能拡張，バックアップ体制の強化等を行い，より利便性・安定性の高い市場運営を行うべく努めてまいります。

⑤　組織・人事運営関連の課題

新商品・新制度の企画・立案，取引審査・参加者監理・上場審査といった自主規制機能，システム開発を始めとする各分野において取引所の機能を高めていくためには，人材の育成・確保・活性化が極めて重要です。当事業年度は，出向研修を含む各種研修・専門人材の中途採用のほか，本年３月に早期退職者優遇制度を導入いたしました。今後も，人事考課制度の透明化や人員体制の適正化，研修制度全般の見直し等の施策を通じ，中長期的な人材育成と組織活性化を推進するとともに，外部からの人材の採用にも取り組んでまいります。

⑥　清算業務関連の課題

当社は，証券取引清算機関としてデリバティブ取引に係る清算業務を行っております。清算機関の役割は，取引の売り手・買い手それぞれの相手方となって個々の信用リスクを遮断し，決済の確実な履行を確保することにあり，証券取引清算機関がこうした役割を果たすことによって，初めて有価証券市場は十分に機能することができます。

また，大証市場における清算リスクを適切に管理するとともに，清算参加者の破綻に備えて十分な財務資源を確保することにより，市場の安全性や競争力を向上させることが重要な課題となっております。

このような状況の下，当社では，売買システム稼動に伴い清算リスク管理プログラムを大幅に増強するとともに，昨年７月，清算リスク管理に係るモニタリングの強化及びリスク削減のための処置を導入しました。さらに，本年４月，清算参加者破綻時の損失処理に係る処置（ロスシェア・ルール）等の見直しを実施いたしました。今後も，清算リスク管理体制の一層の強化を行い，当社の企業価値向上に向けて取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては，今後ともご支援，ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　　分	第３期 (平成15年度)	第４期 (平成16年度)	第５期 (平成17年度)	第６期(当期) (平成18年度)
営　業　収　益	9,921	9,882	13,323	16,093
経　常　利　益	2,946	3,324	5,091	7,058
当　期　純　利　益	1,849	1,997	3,262	4,806
１株当たり当期純利益	7,505円	7,357円	11,993円	17,802円
総　資　産	187,188	154,538	266,588	247,214
純　資　産	29,200	31,043	33,659	36,691

(注) １　１株当たり当期純利益は，期中平均発行済株式総数に基づいて算出しておりますが，平成18年10月１日を効力発生日として，普通株式１株を３株に株式分割しておりますので，第３期から第６期の各期とも，期首に株式分割したものとみなして算出しております。

２　当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成19年３月31日現在）

該当事項はございません。

(7) 主要な事業内容（平成19年３月31日現在）

当社は，証券取引法第２条第17項に規定される取引所有価証券市場を開設し，公益及び投資者の保護に資するため，有価証券の売買，有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引が公正，円滑に行われることを旨として大証市場を運営しております。

また，証券取引法第２条第31項に規定される証券取引清算機関として，大証市場で行われたデリバティブ取引について，同第２条第30項に規定される有価証券債務引受業を行っております。

さらに，自主規制機関として市場の公正性，透明性を高め，投資者の信頼を確保するため，不公正取引の監視と未然防止に努めるとともに，相場の公表その他取引所有価証券市場の開設に附帯する業務を行っております。

大証市場における売買等の対象，上場会社数及び取引参加者数及び清算参加者数は，次のとおりであります。

① 売買等の対象

市場区分	売買等の対象
競争売買市場	内国株券，外国株券，内国投資証券（ベンチャーファンド，不動産投資信託証券），外国投資証券（カントリーファンド），投資信託受益証券（ETF等），転換社債型新株予約権付社債券等 株価指数先物（日経平均株価，日経225mini，日経株価指数300， Russell / Nomura Prime インデックス），株価指数オプション（日経平均株価，日経株価指数300），株券オプション
J－NET市場	内国株券，内国投資証券（ベンチャーファンド，不動産投資信託証券），投資信託受益証券（ETF等），転換社債型新株予約権付社債券

② 上場会社数

市場区分	有価証券区分	上場市場区分	所属区分	上場会社数・銘柄数
競争売買市場	内国株券	市場第一部・第二部市場	市場第一部	657社
			市場第二部	255社
		ニッポン・ニュー・マーケット-「ヘラクレス」	スタンダード	90社
			グロース	73社
		社会資本整備市場		―
		計		1,075社
	外国株券	市場第一部・第二部市場		―
		ニッポン・ニュー・マーケット-「ヘラクレス」	スタンダード	1社
			グロース	―
		計		1社
	内国投資証券			3社
	外国投資証券			4社
	投資信託受益証券			3銘柄
J－NET市場	内国株券			1,075社
	内国投資証券			3社
	投資信託受益証券			3銘柄

③ 取引参加者数及び清算参加者数

区分		参加者数	(参考　前期末)
取引参加者	現物・先物取引等取引参加者	81社	81社
	現物取引参加者	4社	―
	先物取引等取引参加者	13社	14社
	ＩＰＯ取引参加者	3社	4社
	計	101社	99社
清算参加者		93社	94社

(8) 主要な営業所（平成19年３月31日現在）
本　　店　大阪市中央区北浜一丁目８番16号
東 京 支 社　東京都中央区日本橋茅場町一丁目７番１号

(9) 従業員の状況（平成19年３月31日現在）

区　分	従業員数（前期比増減）	平　均　年　齢	平均勤続年数
男　　性	159 名　(＋1) 名	41 歳　4 月	13 年　11 月
女　　性	48 名　(△2) 名	45 歳　2 月	23 年　11 月
合計又は平均	207 名　(△1) 名	42 歳　3 月	16 年　3 月

（注）１　上記従業員には，社外への出向者１名が含まれております。
　　２　上記従業員には，社外からの出向者３名が含まれております。

(10) 主要な借入先（平成19年３月31日現在）
該当事項はございません。
なお，貸借対照表記載の長期借入金は，独立行政法人福祉医療機構からの従業員向け住宅転貸融資金であります。

2　会社の株式に関する事項（平成19年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　930,000株

(2) 発行済株式の総数　270,000株

(3) 株主数　5,931名

(4) 大株主

順位	株　主　名	持株数	持株比率
1	株式会社CSKホールディングス	14,787 株	5.5 %
2	モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク	14,583	5.4
3	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,288	4.2
4	バンク オブ アイルランド ノン トリーテイー	9,428	3.5
5	アールービーシー デクシア インベスター サービシーズ トラスト、ロンドン クライアント アカウント	8,006	3.0
6	ジェーピー モルガン チェース バンク 385067	7,689	2.9
7	バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウンツ イー アイエスジー	6,931	2.6
8	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	5,972	2.2
9	ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	5,517	2.0
10	三菱UFJ証券株式会社	4,932	1.8

（注）　次の法人より「変更報告書」の提出があり，下記の報告義務発生日現在で当社株式を所有している旨の報告を受けましたが，当社として当事業年度末現在における実質所有株式数を確認できませんので，上記「大株主」の状況には含めておりません。
　なお，「変更報告書」は複数回提出されておりますが，当事業年度内における最新の報告書の概要を記載しております。

法　人　名	報告義務発生日	持株数	持株比率
フィデリティ投信株式会社	平成19年１月24日	26,819株	9.9%

(5) その他株式に関する重要な事項

平成18年10月１日を効力発生日として，１株につき３株の割合をもって株式分割いたしました。

これに伴い，同日をもって会社法の規定に基づいて定款を変更したため，平成19年３月31日時点の発行可能株式総数は，平成18年３月31日時点の３倍に増加いたしました。

3　会社の新株予約権等に関する事項（平成19年３月31日現在）

該当事項はございません。

4　会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成19年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担 当 業 務	他の法人等の代表状況
米　田　道　生	代表取締役社長	全般統括，考査室	
小　島　茂　夫	代表取締役 常務取締役	市場運営本部	
藤　倉　基　晴	常務取締役	自主規制本部	
有　冨　和　利	取　締　役	システム本部	
荒　川　洋　二	社外取締役		
奥　田　　務	社外取締役		㈱大丸取締役会長兼 最高経営責任者
川　本　裕　子	社外取締役		
小　林　いずみ	社外取締役		メリルリンチ日本証券㈱取締役社長
堺　屋　太　一 (本名　池口小太郎)	社外取締役		㈱堺屋太一事務所代表取締役， ㈱堺屋太一研究所代表取締役
松　本　　学	社外取締役		野村證券㈱専務執行役
森　中　　蕃	社外取締役		光証券㈱取締役会長
中　野　　實	常勤監査役		
大　津　隆　文	社外監査役		大阪証券金融㈱取締役社長
笹　田　友三郎	社外監査役		

(注) 1　取締役 中川博司は，平成18年６月23日付をもって任期満了により退任いたしました。

2　取締役社長 米田道生は，大阪証券金融㈱及び大阪中小企業投資育成㈱の社外取締役を兼任しております。

(2) 執行役員の氏名等（平成19年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担　当　業　務
中　川　博　司	常務執行役員	経営管理本部総務グループ，財務グループ
北　川　龍　太	執　行　役　員	経営管理本部経営管理グループ，広報グループ，(総務グループリーダー)
政　次　保　孝	執　行　役　員	経営管理本部人事グループ
山　澤　光太郎	執　行　役　員	市場企画本部
村　田　雅　幸	執　行　役　員	(自主規制本部上場グループリーダー)

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：名，百万円)

区　　分	取締役		監査役		計	
	支給対象	支給見込額	支給対象	支給見込額	支給対象	支給見込額
① 報酬等の総額	11	171	3	30	14	202
② うち社外役員の報酬等の総額	7	34	2	7	9	41
③ ①のうち役員賞与	4	33	1	5	5	38

(注) 1　会社法施行規則に基づき，当事業年度より，当該事業年度に係る金額を表示しております。
2　役員賞与の支給対象は，常勤取締役及び常勤監査役であります。

(4) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 取締役　荒川　洋二

ア　他の会社の社外役員の兼任状況

㈱ロイヤルホテル社外監査役，住友化学㈱社外監査役，佐伯建設工業㈱社外監査役であります。

イ　当事業年度における主な活動状況

(ア)　取締役会への出席状況及び発言状況

・出席率は100%であります。

・必要に応じ,主に経験豊富な法律家としての専門的見地より,発言しております。

② 取締役　奥田　　務

ア　他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

㈱大丸代表取締役会長兼最高経営責任者であり，㈱大丸は，大証市場の上場会社という関係にあります。

イ　他の会社の社外役員の兼任状況

㈱りそなホールディングス社外取締役，㈱毎日放送社外監査役，国立大学法人鳥取大学社外監事であります。

ウ　当事業年度における主な活動状況

(ア)　取締役会への出席状況及び発言状況

・出席率は80%であります。

・必要に応じ，主に経験豊富な上場会社経営者としての立場より，発言しております。

③ 取締役　川本　裕子

ア　他の会社の社外役員の兼任状況

㈱りそなホールディングス社外取締役，マネックス・ビーンズ・ホールディングス㈱社外取締役，㈱ミレアホールディングス社外監査役であります。

イ　当事業年度における主な活動状況

(ア)　取締役会への出席状況及び発言状況

・出席率は100%であります。

・必要に応じ，主に経験豊富な学識経験者としての専門的見地より，発言しております。

④　取締役　小林いずみ

ア　他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

メリルリンチ日本証券㈱取締役社長であり，メリルリンチ日本証券㈱は，大証市場の取引・清算参加者という関係にあります。

イ　他の会社等の社外役員の兼任・兼職状況

三菱UFJメリルリンチPB証券㈱社外取締役，特定非営利活動法人キャリナビ理事であります。また，平成19年４月24日付にて社団法人経済同友会副代表幹事に就任いたしました。

ウ　当事業年度における主な活動状況

（ア）　取締役会への出席状況及び発言状況

・出席率は83％であります。

・必要に応じ，主に経験豊富な証券会社経営者としての専門的立場より，発言しております。

⑤　取締役　堺屋　太一

ア　他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

㈱堺屋太一事務所代表取締役，㈱堺屋太一研究所代表取締役であり，両社と当社とは商取引を含めて一切関係はございません。

イ　当事業年度における主な活動状況

（ア）　取締役会への出席状況及び発言状況

・出席率は67％であります。

・必要に応じ，主に経験豊富な学識経験者としての専門的見地より，発言しております。

⑥　取締役　松本　　学

ア　他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

野村證券㈱専務執行役であり，野村證券㈱は，大証市場の取引・清算参加者という関係にあります。

イ　当事業年度における主な活動状況

（ア）　取締役会への出席状況及び発言状況

・出席率は83％であります。

・必要に応じ，主に経験豊富な証券会社経営者としての専門的立場より，発言しております。

⑦　取締役　森中　　蕃

ア　他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

光証券㈱代表取締役会長であり，光証券㈱は，大証市場の取引・清算参加者という関係にあります。

イ　他の会社の社外役員の兼任状況

大阪証券金融㈱社外取締役であります。

ウ　当事業年度における主な活動状況

（ア）　取締役会への出席状況及び発言状況

・出席率は100％であります。

・必要に応じ,主に経験豊富な証券会社経営者としての専門的立場より，発言しております。

⑧　監査役　大津　隆文

ア　他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

大阪証券金融㈱取締役社長であり，大阪証券金融㈱は，大証市場の上場会社及び指定証券金融会社という関係にあります。

イ　他の会社の社外役員の兼任状況

㈱ＯＤＫソリューションズ社外取締役，㈱大証金ビルディング社外取締役であります。

ウ　当該事業年度における主な活動状況

（ア）　取締役会への出席状況

出席率は100％であります。

（イ）　監査役会への出席状況

出席率は100％であります。

（ウ）　取締役会及び監査役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な上場会社・証券金融会社経営者としての専門的立場より，発言しております。

⑨　監査役　笹田友三郎

ア　当該事業年度における主な活動状況

（ア）　取締役会への出席状況

出席率は67％であります。

（イ）　監査役会への出席状況

出席率は67％であります。

（ウ）　取締役会及び監査役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な学識経験者としての専門的見地より，発言しております。

(5) 責任限定契約に関する事項（平成19年３月31日現在）

ア　当社は社外取締役　荒川洋二，奥田務，川本裕子，小林いずみ，堺屋太一，松本学及び森中蕃の各氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく賠償責任限度額は，金100万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

イ　当社は社外監査役　大津隆文氏及び笹田友三郎氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく賠償責任限度額は，金100万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

平成19年４月16日をもって笹田友三郎氏が監査役を辞任により退任いたしました。

平成19年４月17日をもって岩城裕氏が監査役に就任いたしました。

なお，新任監査役の岩城裕氏は，平成18年６月23日開催の第５回定時株主総会において，補欠監査役として選任されております。

5　会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称（平成19年３月31日現在）

あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

①　公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額　　20百万円

②　当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　20百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と，証券取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので，①及び②の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は，会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか，会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合などには，監査役会の同意又は請求により，解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

6　会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①　内部統制システム構築・運用の基本方針

ア　当社の内部統制システムは，上場証券取引所として相応しい組織であるために，かつ，「行動規範」に定めるコーポレート・アイデンティティに合致するように構築しております。

イ　当社の内部統制システムは，社会情勢や当社を取り巻く経済環境の変化等に対応するために，必要に応じて改正することといたします。

ウ　細部の運用については，業務の実態に合わせて取締役社長又は担当役員の判断若しくは経営執行委員会での審議を踏まえて随時見直すことといたします。

②　当社の内部統制システム

ア　取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（ア）取引所有価証券市場の開設・運営という公共性の高い事業を営んでいることから，投資家，上場会社及び証券会社等の意見を適切に経営に反映させるために，常勤取締役よりも社外取締役を多くし，経営の透明性を高めております。

（イ）業務に関する重要事項を専門的に審議し，幅広い意見を集約するため，自主規制委員会・規律委員会・市場運営委員会・清算業務委員会・上場検討委員会を設置しております。

（ウ）常勤役員，執行役員及び職員に関する「行動規範」ほかの諸規則を定め，法令及び定款その他諸規則に適合するよう行動するとともに，担当役員及び管理職に対して指導・監督責任を課しております。

（エ） 法令順守の状況等を組織横断的に把握するため，経営管理本部総務グループをコンプライアンス統括部門とし，コンプライアンス担当役員を定めております。

（オ） 事務の運営等が法令及び定款その他諸規則又は当社の経営に関する方針等に基づいて適法かつ適正に行われているか，また，そのためのリスク管理が適切に行われているか，さらに事務の合理的かつ能率的な運営が行われているか，独自の立場から検討・評価すべく，取締役社長直轄の考査室による内部考査を実施しております。

（カ） 役員及び職員に関する不正行為等の通告を受け付けるコンプライアンス・ホットライン及びホットライン委員会を設置しております。

（キ） 役員及び職員のコンプライアンス意識を継続的に向上させるために，定期的にコンプライアンス研修を実施しております。

イ　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（ア） 次の諸規程を定め，情報の保存及び管理を行っております。
文書規程，内部情報管理規程，情報セキュリティポリシー

（イ） 上記諸規程に基づき，次の文書等について保存期間を定め，組織的な記録の保存を行っております。
株主総会議事録，取締役会議事録，経営執行委員会議事録，りん議書，その他重要な文書

（ウ） 「個人情報保護ポリシー」，「情報セキュリティ対策基準」及び「安全管理措置等に係る取扱マニュアル」を定め，個人情報を保護しております。

ウ　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ア） 当社の経営上のリスクを識別したうえで，「危機管理規程」を制定しております。

（イ） 経営管理グループをリスク管理統括部門とし，リスク管理統括役員を定め，必要に応じて全社的な調整・対処を行い，災害発生時の事業継続計画（BCP）などの策定を図るなど，緊急時の体制を整備することとします。

（ウ） システムに関するリスクについてはシステム運行管理委員会を設置し，システムの処理能力，運行状況，リスクに関する認識の共有化を図り，業務上の留意点の確認やシステム障害時の業務継続計画及び緊急対応計画などを策定することにより事前のリスク管理の実効性を高めることとします。

（エ） 危機が発生した場合には，取締役社長をトップとする各危機に応じた対策本部を設置し，全社的な情報の収集，対策の策定及び指図を迅速に行います。

エ　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ア）　執行役員制度を導入し，業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にしたうえで，効率的に業務を遂行させております。

（イ）　常勤取締役及び執行役員から構成される経営執行委員会を設置し，取締役会での意思決定を要する事項の事前審議を行っております。

（ウ）　担当役員の業務分担を定めるとともに，「組織規程」によって各部署の事務分掌等を，「りん議規則」によって決裁権限をそれぞれ定め，指揮・命令系統及び業務執行責任を明確化しております。

（エ）　毎事業年度末に翌期の業務計画及び予算並びに翌期を初年度とする３か年の中期経営計画を策定し，その進捗状況・結果については，経営執行委員会において審議することとしております。

オ　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項，当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

（ア）　監査役の職務を補助すべき者として，監査役室を設置し，専任の担当者を１名置いております。

（イ）　監査役室の取締役からの独立性を確保するため，監査役室の体制，異動，考課については，事前に常勤監査役の同意を得ることとしております。

（ウ）　監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命に関して，取締役，執行役員等の指揮命令を受けないものとしております。

カ　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（ア）　常勤取締役，執行役員及び職員は，あらかじめ監査役と協議して定めた報告事項について実効的かつ機動的に報告を行っております。

（イ）　常勤取締役及び執行役員は，当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や法令・定款に違反する重大な事実を発見したときは，直ちに監査役に報告を行っております。

（ウ）　監査役は，経営執行委員会その他の重要な会議に出席して必要な説明を求めることができます。

キ　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤取締役及び執行役員は，必要に応じて監査役と会合を持ち，経営方針，当社が対処すべき課題，当社を取り巻くリスクのほか，監査役監査の整備状況，監査上の重要課題等について意見を交換し，監査役監査の重要性と相互認識の理解を深めるよう努めております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は，会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針や買収防衛策については，特に定めておりません。

ただし，当社株式（議決権）の一定数以上の取得・保有については，次のような法律による規制があります。

(ご参考)　関係条文抜粋

①　証券取引法第103条第１項

何人も、株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権（略）を取得し、又は保有してはならない。ただし、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、(略）株式会社証券取引所を子会社とすることについて認可を受けた金融先物取引所（略）又は（略）株式会社証券取引所を子会社とすることについて認可を受けた金融先物取引所持株会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

②　証券取引法第106条の３第１項

株式会社証券取引所の総株主の議決権の百分の二十（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下「主要株主基準値」という。）以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする者又は株式会社証券取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする法人の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、金融先物取引所又は金融先物取引所持株会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

◎　以上のご報告は，次により記載しております。

1　記載金額は，表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2　比率（%）は，表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成19年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**226,776**	**流動負債**	**207,524**
現金及び預金	15,050	短期借入金	0
営業未収入金	1,812	未払金	402
有価証券	4,502	未払費用	507
前払費用	92	未払法人税等	947
取引証拠金特定資産	203,647	未払消費税等	241
清算預託金特定資産	1,477	預り金	94
特別清算預託金特定資産	2	取引証拠金	203,647
繰延税金資産	180	清算預託金	1,477
その他	11	特別清算預託金	2
貸倒引当金	△0	賞与引当金	126
固定資産	**20,437**	役員賞与引当金	38
有形固定資産	**3,495**	その他	37
建物	1,042	**固定負債**	**2,999**
構築物	6	長期借入金	2
情報システム機器	2,092	長期預り金	562
工具器具備品	129	信認金	298
土地	96	退職給付引当金	2,055
建設仮勘定	127	その他	80
無形固定資産	**8,478**	**負債合計**	**210,523**
ソフトウェア	8,299	**純資産の部**	
ソフトウェア仮勘定	166	**株主資本**	**36,306**
その他	12	**資本金**	**4,723**
投資その他の資産	**8,463**	**資本剰余金**	**4,825**
投資有価証券	7,387	資本準備金	4,825
長期前払費用	84	**利益剰余金**	**26,757**
長期貸付金	685	利益準備金	322
差入保証金	188	その他利益剰余金	26,434
信認金特定資産	298	違約損失準備金	2,569
長期繰延税金資産	343	先物取引等違約損失準備金	7,011
その他	194	別途積立金	5,302
貸倒引当金	△718	繰越利益剰余金	11,551
		評価・換算差額等	**385**
		その他有価証券評価差額金	385
資産合計	**247,214**	**純資産合計**	**36,691**
		負債・純資産合計	**247,214**

損　益　計　算　書

〔平成18年４月１日から
平成19年３月31日まで〕

(単位：百万円)

科　　目	金	額
営　業　収　益		**16,093**
参　加　者　料　金	9,719	
上　場　賦　課　金	1,807	
機　器　・　情　報　提　供　料	4,329	
そ　の　他	237	
販売費及び一般管理費		**9,590**
営　業　利　益		**6,502**
営　業　外　収　益		**561**
受　取　利　息	467	
受　取　配　当　金	78	
そ　の　他	16	
営　業　外　費　用		**6**
支　払　利　息	2	
そ　の　他	4	
経　常　利　益		**7,058**
特　別　利　益		**79**
システム変更損失引当金戻入額	70	
貸　倒　引　当　金　戻　入　額	5	
取　引　参　加　者　過　怠　金	3	
特　別　損　失		**248**
固　定　資　産　除　却　損	206	
早　期　退　職　制　度　割　増　退　職　金	42	
税　引　前　当　期　純　利　益		**6,888**
法人税，住民税及び事業税		1,717
法　人　税　等　調　整　額		365
当　期　純　利　益		**4,806**

株主資本等変動計算書

(平成18年４月１日から平成19年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成18年３月31日残高	4,723	4,825	4,825
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	—	—
利益処分による役員賞与	—	—	—
当期純利益	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—
平成19年３月31日残高	4,723	4,825	4,825

	株主資本						
	利益剰余金						株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
		違約損失準備金	先物取引等違約損失準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成18年３月31日残高	322	2,569	7,011	5,302	8,163	23,369	32,918
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,395	△1,395	△1,395
利益処分による役員賞与	—	—	—	—	△24	△24	△24
当期純利益	—	—	—	—	4,806	4,806	4,806
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	3,387	3,387	3,387
平成19年３月31日残高	322	2,569	7,011	5,302	11,551	26,757	36,306

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年３月31日残高	740	740	33,659
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	—	△1,395
利益処分による役員賞与	—	—	△24
当期純利益	—	—	4,806
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△355	△355	△355
事業年度中の変動額合計	△355	△355	3,031
平成19年３月31日残高	385	385	36,691

個　別　注　記　表

〔平成18年４月１日から
平成19年３月31日まで〕

１　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

②　子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

③　その他有価証券

時価のあるものについては，期末日前１ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないものについては，移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定額法を採用しております。なお，主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	15年～50年
情報システム機器	２年～６年

②　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお，自社利用のソフトウェアは，当社における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③　長期前払費用

均等償却によっております。

なお，償却期間については，法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため，支給見込額のうち当期に対応する見積額を計上しております。

③　役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため，支給見込額のうち当期に対応する見積額を計上しております。

④　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため，当期末における退職給付債務の見込額に基づき，当期末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については，発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

過去勤務債務については，その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により当期から費用処理することとしております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①　リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については，通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

②　消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2　会計処理の変更

(1) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準第５号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会　平成17年12月９日　企業会計基準適用指針第８号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

なお，従来の資本の部の合計に相当する金額は36,691百万円であります。

(2) 役員賞与に関する会計基準

当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会　平成17年11月29日　企業会計基準第４号）を適用しております。この結果，従来の方法に比べて，営業利益，経常利益，税引前当期純利益がそれぞれ38百万円減少しております。

3　貸借対照表等に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　2,957百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

長期金銭債権　574百万円

(4) 偶発債務

株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）他６社と締結した「損失補償契約書」に基づき，現物取引の清算業務に関し，クリアリング機構の清算参加者による損失補償対象債務の不履行，又は不履行のおそれが生じたことに起因して，クリアリング機構に生じた損失に対して，他の損失補償人と連帯して，平成14年９月30日現在におけるそれぞれの違約損失準備金相当額を限度として，上記不履行の発生した時点又はクリアリング機構が債務不履行のおそれがあると認定を行った時点におけるクリアリング機構への出資比率に応じて，当該損失を補償することとなっております。

なお，当社の損失補償限度額は2,569百万円であります。

(5) 取引証拠金特定資産等

当社では，約定時から決済時までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため，各清算参加者から取引証拠金等の預託を受けております。これらについて，当社の規則上他の財産と区分して管理されているため，貸借対照表上，その目的ごとに区分して表示しております。

(6) 担保受入金融資産の時価評価額

貸借対照表に計上していない代用有価証券の時価評価額は以下のとおりであります。

取引証拠金代用有価証券	368,454百万円
信認金代用有価証券	616百万円
清算預託金代用有価証券	770百万円
特別清算預託金代用有価証券	995百万円

上記代用有価証券は，有価証券の売買等の契約不履行の発生時等において処分権を有するものであります。

4　損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

5　株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 当事業年度末における発行済株式総数

株式の種類	前事業年度末	増　　加	減　　少	当事業年度末
普通株式(株)	90,000	180,000	―	270,000

(変更事由の概要)
増加数の内訳は，次のとおりであります。
　株式分割による増加180,000株

(3) 配当に関する事項
　① 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成18年６月23日定時株主総会	普通株式	855	9,500	平成18年３月31日	平成18年６月26日
平成18年10月24日取締役会	普通株式	540	6,000	平成18年９月30日	平成18年12月１日
合　　計		1,395			

　② 基準日が当事業年度に属する配当のうち，配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

配当金の総額	1,215百万円
１株当たり配当額	4,500円
基準日	平成19年３月31日
効力発生日	平成19年６月25日

なお，配当原資については，利益剰余金とすることを予定しております。

6　税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金損金算入限度超過額	834百万円
無形固定資産減価償却超過額	132百万円
有形固定資産減価償却超過額	37百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	84百万円
研究開発費	499百万円
長期前払費用償却超過額	121百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	51百万円
ゴルフ会員権評価額	79百万円
役員退職慰労引当金	32百万円
未払事業税	85百万円
その他	98百万円
繰延税金資産小計	2,056百万円
評価性引当額	△1,269百万円
繰延税金資産合計	787百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△263百万円
繰延税金負債合計	△263百万円
繰延税金資産の純額	523百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの，当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2%
税額控除	△5.5%
住民税均等割	0.1%
評価性引当額	△0.1%
還付法人税等	△3.7%
その他	△1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.2%

7　リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額，減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額(百万円)	減価償却累計額相当額(百万円)	期末残高相当額(百万円)
情報システム機器	24	13	10

② 未経過リース料期末残高相当額

１年以内	4百万円
１年超	6百万円
合計	11百万円

③ 支払リース料，減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	5百万円
減価償却費相当額	5百万円
支払利息相当額	0百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし，残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし，各期への配分方法については，利息法によっております。

8　１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　135,893円25銭

１株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

貸借対照表の純資産の部の合計額	(百万円)	36,691
普通株式に係る純資産額	(百万円)	36,691
差額の主な内訳	(百万円)	―
普通株式の発行済株式数	(株)	270,000
普通株式の自己株式数	(株)	―
１株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数	(株)	270,000

(2) １株当たり当期純利益　17,802円21銭

１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	(百万円)	4,806
普通株式に係る当期純利益	(百万円)	4,806
普通株主に帰属しない金額	(百万円)	―
普通株式の期中平均株式数	(株)	270,000

9　有価証券に関する注記

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区　　分		貸借対照表計上額 (百万円)	時　　価 (百万円)	差　　額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①　国債・地方債	1,498	1,499	0
	②　その他	―	―	―
	小計	1,498	1,499	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①　国債・地方債	8,497	8,459	△37
	②　その他	―	―	―
	小計	8,497	8,459	△37
合　　計		9,996	9,958	△37

(2) その他有価証券で時価のあるもの

区　　分	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差　　額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	530	1,178	648
合　　計	530	1,178	648

(3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成18年４月１日　至　平成19年３月31日）
該当事項はありません。

(4) 当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成18年４月１日　至　平成19年３月31日）
該当事項はありません。

(5) 時価評価されていない主な有価証券の内訳及び貸借対照表計上額

区　　分	貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
①　非上場株式	704
②　金銭信託	10
合　　計	714

(6) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

区　　分	１年以内 (百万円)	１年超５年以内 (百万円)	５年超10年以内 (百万円)	10 年 超 (百万円)
満期保有目的の債券				
①　国債・地方債	4,500	5,500	―	―
②　その他	―	―	―	―
合　　計	4,500	5,500	―	―

(7) 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

10　退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

①	退職給付債務	1,463百万円
②	未積立退職給付債務	1,463百万円
③	未認識数理計算上の差異	566百万円
④	未認識過去勤務債務	24百万円
⑤	退職給付引当金（②＋③＋④）	2,055百万円

(注)　当期において退職金制度の変更が行われたことにより，過去勤務債務（債務の減額）が発生しております。

(3) 退職給付費用に関する事項

①	勤務費用	111百万円
②	利息費用	24百万円
③	数理計算上の差異の費用処理	△58百万円
④	過去勤務債務の費用処理	△2百万円
⑤	退職給付費用（①＋②＋③＋④）	73百万円

(注)　過去勤務債務の費用処理額については，過去勤務債務に係る減額費用処理額であります。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①	退職給付見込額の期間配分法	期間定額基準
②	割引率	1.5%（期首時点の計算において適用した割引率は1.0%でありましたが，期末時点において再検討を行った結果，割引率を1.5%に変更しております。）
③	数理計算上の差異の処理年数	10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。）
④	過去勤務債務の処理年数	10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により当事業年度から費用処理することとしております。）

11　追加情報

平成17年４月１日に参加者に係る料金体系の見直しを実施し，従来の定額負担金，定率負担金及び特別賦課金からなる「負担金等収入」から，基本料，取引手数料，清算手数料及びアクセス料からなる「参加者料金」へ料金体系を移行いたしました。平成18年３月期は移行期間として新旧の体系で計算した料金の和を２で除した金額を適用しておりましたが，平成19年３月期は，移行期間が終了したため，損益計算書の営業収益の科目として，参加者料金を表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年５月９日

株式会社大阪証券取引所
　取締役会　御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　目 加 田　雅　洋　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小　堀　孝　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社大阪証券取引所の平成18年４月１日から平成19年３月31日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は，平成18年４月１日から平成19年３月31日までの第６期事業年度の取締役の職務の執行に関して，各監査役が作成した監査報告書に基づき，審議の上，本監査報告書を作成し，以下のとおり報告いたします。

１　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は，監査の方針，職務の分担等を定め，各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか，取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。

各監査役は，監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し，監査の方針，職務の分担等に従い，取締役，内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り，情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに，取締役会その他重要な会議に出席し，取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決裁書類等を閲覧し，本社及び東京支社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また，取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに，会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。また，会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従がって整備している旨の通知を受け，必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき，当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は，法令及び定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また，当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても，指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年５月14日

株式会社大阪証券取引所　監査役会

常勤監査役　中　野　　實　㊞

監　査　役　大　津　隆　文　㊞

監　査　役　岩　城　　裕　㊞

(注)　監査役大津隆文及び監査役岩城　裕は，会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は，株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しております。配当につきましては，安定的かつ継続的な配当の実施を基本とし，業績の進捗状況に応じて配当性向等も勘案し，積極的に利益還元を行う方針です。当面は，証券取引所としての自主規制機能や競争力の強化を目的としたシステム開発及び清算機関としてのリスクへの備えを重点とした内部留保を行い，剰余金の配当は，配当性向40％程度を目途に実施してまいりたいと存じます。

この方針に基づき，当事業年度の期末配当金につきましては，業績が前事業年度に引き続き順調に推移したため，１株当たり4,500円とさせていただきたいと存じます。

これにより，当事業年度の１株当たり年間配当金は，中間配当金2,000円を含めて6,500円となります。なお，当社は平成18年10月１日付をもって１株について３株の割合で株式分割いたしましたので，分割前換算の１株当たり年間配当金は19,500円となり，前事業年度に比べ5,500円の増配となります。

本議案に関する事項

(1) 配当財産の種類及び帳簿価額の総額
　金銭　1,215,000,000円

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
　１株につき4,500円

(3) 剰余金の配当がその効力を生ずる日
　平成19年６月25日

第２号議案　定款一部変更の件

１　変更の理由

(1) 会社呼称「本所」について，株式会社の一般的な表現である「当社」に変更するものであります（第１条他)。

(2) 金融商品取引法の施行に備え，次のとおり所要の整備を行うものであります。

① 用語の変更（第２章の見出し，第２条，第５条，第８条，第22条，第25条及び第33条）

② 金融商品取引法に基づく自主規制委員会を設置する旨の規定の新設（第５章の見出し及び第29条の３）

③　現行の「証券業」に投資信託委託業や投資顧問業等，多数の業種を加えて「金融商品取引業」と定義されたことにより，学識経験者であって同業に直接関係しない取締役候補者の員数の確保に当たり制約が大きくなることから，当該取締役の員数を若干名に変更（第22条）

(3) 予算について，入念かつ慎重に検討する日程を確保するため，取締役会決議日を「事業年度開始前に」として柔軟化するものであります(第39条)。

(4) その他，字句の修正，規定の削除等，所要の整備を行うものであります（第７条，第８条乃至第10条及び第37条の３)。

(5) 次のとおり，付則の新設及び削除を行うものであります。

①　金融商品取引法の施行に伴う関係条文の効力発生日を定めるための付則の新設（付則１，２，３）

②　既に効力発生日を経過しているため，不要となっている付則の削除（略）

２　変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所であります。)

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
(商　号) 第１条　本証券取引所（以下「本所」という。）は，株式会社大阪証券取引所と称し，英文では Osaka Securities Exchange Co., Ltd.と表示する。	(商　号) 第１条　当社は，株式会社大阪証券取引所と称し，英文では Osaka Securities Exchange Co., Ltd.と表示する。
(目　的) 第２条　本所は，次の各号に掲げる業務を営むことを目的とする。 (1) 取引所有価証券市場の開設 (2) 有価証券債務引受業 (3) その他前各号に掲げる業務に附帯する業務	(目　的) 第２条　当社は，次の各号に掲げる業務を営むことを目的とする。 (1) 取引所金融商品市場の開設 (2) 金融商品債務引受業 (3)　　(現行どおり)
２　本所の開設する取引所有価証券市場(以下「本所の市場」という。）は，公益及び投資者の保護に資するため，有価証券の売買，有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引（以下「有価証券の売買等」という。）が公正，円滑に行われることを旨として運営されるものとする。	２　当社の開設する取引所金融商品市場(以下「当社の市場」という。）は，公益及び投資者の保護に資するため，有価証券の売買又は市場デリバティブ取引（以下「有価証券の売買等」という。）が公正，円滑に行われることを旨として運営されるものとする。

現　行　定　款	変　更　案
(本店の所在地) 第３条　本所の本店は，大阪市に置く。	(本店の所在地) 第３条　当社の本店は，大阪市に置く。
(公告方法) 第４条　本所の公告方法は，電子公告とする。ただし，事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は，日本経済新聞に掲載して行う。	(公告方法) 第４条　当社の公告方法は，電子公告とする。ただし，事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は，日本経済新聞に掲載して行う。
(機　関) 第４条の２　本所は，株主総会及び取締役のほか，次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機　関) 第４条の２　当社は，株主総会及び取締役のほか，次の機関を置く。 (1)　(現行どおり) (2)　(現行どおり) (3)　(現行どおり) (4)　(現行どおり)
第２章　取引所有価証券市場	第２章　取引所金融商品市場
(取引所有価証券市場に関する事項) 第５条　本所の市場においては，有価証券の売買等を行う。	(取引所金融商品市場に関する事項) 第５条　当社の市場においては，有価証券の売買等を行う。
(規則の制定) 第６条　本所は，本所の市場における有価証券の売買等を公正かつ円滑にならしめ，かつ，投資者の保護に資するため，本定款のほか，業務規程，受託契約準則その他の規則を定めるものとする。	(規則の制定) 第６条　当社は，当社の市場における有価証券の売買等を公正かつ円滑にならしめ，かつ，投資者の保護に資するため，本定款のほか，業務規程，受託契約準則その他の規則を定めるものとする。
(取引参加者) 第７条　本所における取引参加者は，証券会社又は外国証券会社であって，本所の市場における有価証券の売買等を重要な業務とするものでなければならない。	第７条　(削　除)
(取引参加者の法令等の遵守義務) 第８条　取引参加者は，法令（証券取引法(昭和23年法律第25号）及びその関係法令をいう。第９条及び第10条において同じ。)，法令に基づいてする行政官庁の処分，本所の定款，業務規程，受託契約準則その他の規則(以下「規則」という。)及び取引の信義則を遵守しなければならない。	(取引参加者の法令等の遵守義務) 第８条　取引参加者は，法令（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）及びその関係法令をいう。第９条，第10条及び第29条の３において同じ。)，法令に基づく行政官庁の処分，当社の定款，業務規程，受託契約準則その他の規則(以下「規則」という。）及び取引の信義則を遵守しなければならない。

現　行　定　款	変　更　案
(取引参加者の処分) 第９条　本所は，法令，法令に基づいてする行政官庁の処分若しくは本所の規則に違反し，又は取引の信義則に背反する行為をした取引参加者に対し，本所が別に定める業務規程により，過怠金を課し，その者の本所の市場における有価証券の売買等若しくはその有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限を命じ，又は取引資格の取消しをすることができる。	(取引参加者の処分) 第９条　当社は，法令，法令に基づく行政官庁の処分若しくは当社の規則に違反し，又は取引の信義則に背反する行為をした取引参加者に対し，当社が別に定める業務規程により，過怠金を課し，その者の当社の市場における有価証券の売買等若しくはその有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限を命じ，又は取引資格の取消しをすることができる。
(資料等の提出義務等) 第10条　本所は，取引参加者の法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分又は本所の規則若しくはこれらに基づく処分又は取引の信義則の遵守の状況の調査を行うとき，その他の本所の目的及び市場の運営にかんがみて必要があると認めるときは，取引参加者に対し，当該取引参加者の営業若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し，又は本所の職員をして当該取引参加者の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿，書類その他の物件を検査させることができる。	(資料等の提出義務等) 第10条　当社は，取引参加者の法令，法令に基づく行政官庁の処分又は当社の規則若しくはこれらに基づく処分又は取引の信義則の遵守の状況の調査を行うとき，その他の当社の目的及び市場の運営にかんがみて必要があると認めるときは，取引参加者に対し，当該取引参加者の営業若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し，又は当社の職員をして当該取引参加者の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿，書類その他の物件を検査させることができる。
第３章　株　　式	第３章　株　　式
(発行可能株式総数) 第11条　本所の発行可能株式総数は，93万株とする。	(発行可能株式総数) 第11条　当社の発行可能株式総数は，93万株とする。
(株主名簿管理人) 第13条　本所は，株主名簿管理人を置く。 ２　　(条文省略) ３　本所の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。），新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿，新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は，これを株主名簿管理人に委託し，本所においては取り扱わない。	(株主名簿管理人) 第13条　当社は，株主名簿管理人を置く。 ２　　(現行どおり) ３　当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。），新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿，新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は，これを株主名簿管理人に委託し，当社においては取り扱わない。
(株式取扱規程) 第14条　本所の株式に関する取扱い及び手数料は，法令又は本定款のほか，取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第14条　当社の株式に関する取扱い及び手数料は，法令又は本定款のほか，取締役会において定める株式取扱規程による。

現　行　定　款	変　更　案
(自己の株式の取得) 第15条　本所は，会社法第165条第２項の規定により，取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	(自己の株式の取得) 第15条　当社は，会社法第165条第２項の規定により，取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
第４章　株主総会	第４章　株主総会
(定時株主総会の基準日) 第16条の２　本所の定時株主総会の議決権の基準日は，毎年３月31日とする。	(定時株主総会の基準日) 第16条の２　当社の定時株主総会の議決権の基準日は，毎年３月31日とする。
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条の３　本所は，株主総会の招集に際し，株主総会参考書類，事業報告，計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を，法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより，株主(実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条の３　当社は，株主総会の招集に際し，株主総会参考書類，事業報告，計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を，法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより，株主(実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。
(議決権の代理行使) 第19条　株主は，本所の議決権を有する他の株主１名を代理人として，議決権を行使することができる。この場合には，株主又は代理人は代理権を証明する書面を本所に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第19条　株主は，当社の議決権を有する他の株主１名を代理人として，議決権を行使することができる。この場合には，株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。
第５章　取締役及び取締役会	第５章　取締役及び取締役会等
(員　数) 第21条　本所の取締役は，13名以内とする。	(員　数) 第21条　当社の取締役は，13名以内とする。
(選任方法) 第22条　(条文省略) ２　株主総会において，学識経験を有する者で取引参加者の役員及び従業員その他証券業と直接関係のある業務に従事する者以外の者のうちから，取締役３名以上を選任する。 ３　(条文省略) ４　(条文省略) ５　第２項に規定する取締役は，その在任中，証券業と直接関係のある業務に従事することができない。	(選任方法) 第22条　(現行どおり) ２　株主総会において，学識経験を有する者で取引参加者の役員及び従業員その他金融商品取引業と直接関係のある業務に従事する者以外の者のうちから，取締役若干名を選任する。 ３　(現行どおり) ４　(現行どおり) ５　第２項に規定する取締役は，その在任中，金融商品取引業と直接関係のある業務に従事することができない。

現　行　定　款	変　更　案
(代表取締役) 第24条　(条文省略) ２　代表取締役は，各自本所を代表し，取締役会の決議に従い業務を執行する。 (取締役) 第25条　(条文省略) ２　本所の常務に従事する取締役は，その在任中，証券業に従事することができない。 ３　(条文省略) (決議方法) 第27条　(条文省略) ２　本所の運営の基本方針に関する事項の決議は，出席取締役の３分の２以上の多数決をもって行う。 (決議の省略) 第27条の２　本所は，会社法第370条の要件を満たしたときは，取締役会の決議があったものとみなす。 (報酬等) 第29条　取締役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として本所から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は，株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第29条の２　本所は，会社法第426条第１項の規定により，任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を，法令の限度において，取締役会の決議によって免除することができる。 ２　本所は，会社法第427条第１項の規定により，社外取締役との間に，任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし，当該契約に基づく賠償責任の限度額は，100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に規定する額のいずれか高い額とする。	(代表取締役) 第24条　(現行どおり) ２　代表取締役は，各自当社を代表し，取締役会の決議に従い業務を執行する。 (取締役) 第25条　(現行どおり) ２　当社の常務に従事する取締役は，その在任中，金融商品取引業に従事することができない。 ３　(現行どおり) (決議方法) 第27条　(現行どおり) ２　当社の運営の基本方針に関する事項の決議は，出席取締役の３分の２以上の多数決をもって行う。 (決議の省略) 第27条の２　当社は，会社法第370条の要件を満たしたときは，取締役会の決議があったものとみなす。 (報酬等) 第29条　取締役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は，株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第29条の２　当社は，会社法第426条第１項の規定により，任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を，法令の限度において，取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当社は，会社法第427条第１項の規定により，社外取締役との間に，任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし，当該契約に基づく賠償責任の限度額は，100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に規定する額のいずれか高い額とする。

現　行　定　款	変　更　案
(新　設)	(自主規制委員会) 第29条の３　当社は，法令に基づく自主規制委員会を置く。 ２　自主規制委員会は，当社の自主規制業務に関する事項の決定を行う。 ３　自主規制委員会は，当社の取締役の中から選定された自主規制委員３人以上で組織し，その過半数は社外取締役とする。
第６章　監査役及び監査役会 (員　数) 第30条　本所の監査役は，３名とする。 (常勤監査役) 第33条　(条文省略) ２　常勤監査役は，その在任中，証券業に従事することができない。 ３　(条文省略) (監査役の責任免除) 第37条の２　本所は，会社法第426条第１項の規定により，任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において，取締役会の決議によって免除することができる。 ２　本所は，会社法第427条第１項の規定により，社外監査役との間に，任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし，当該契約に基づく賠償責任の限度額は，100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に規定する額のいずれか高い額とする。	第６章　監査役及び監査役会 (員　数) 第30条　当社の監査役は，３名とする。 (常勤監査役) 第33条　(現行どおり) ２　常勤監査役は，その在任中，金融商品取引業に従事することができない。 ３　(現行どおり) (監査役の責任免除) 第37条の２　当社は，会社法第426条第１項の規定により，任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において，取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当社は，会社法第427条第１項の規定により，社外監査役との間に，任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし，当該契約に基づく賠償責任の限度額は，100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に規定する額のいずれか高い額とする。
第７章　諮問委員会 (新　設) 第37条の３　本所は，諮問委員会を置くことができる。 ２　諮問委員会は，本所の運営に関する重要事項について，取締役会の諮問に応じ又は取締役会に意見を述べることができる。 ３　(条文省略)	第７章　諮問委員会 (諮問委員会) 第37条の３　当社は，諮問委員会を置くことができる。 ２　諮問委員会は，当社の運営に関する重要事項について，取締役会の諮問に応じ又は取締役会に意見を述べることができる。 ３　(現行どおり)

現　行　定　款	変　更　案
第８章　計　算	第８章　計　算
(事業年度) 第38条　本所の事業年度は，４月１日から翌年３月31日までとする。	(事業年度) 第38条　当社の事業年度は，４月１日から翌年３月31日までとする。
(予　算) 第39条　本所は，前条に定める事業年度開始日の10日前までに，当該事業年度の予算を，取締役会における出席取締役の３分の２以上の多数決により決議する。	(予　算) 第39条　当社は，前条に定める事業年度開始前に当該事業年度の予算を，取締役会における出席取締役の３分の２以上の多数決により決議する。
(剰余金の配当) 第40条　(条文省略) ２　(条文省略) ３　前２項の期末配当金又は中間配当金が，支払開始の日から３年以内に受領されないときは，本所は，その支払いの義務を免れるものとする。	(剰余金の配当) 第40条　(現行どおり) ２　(現行どおり) ３　前２項の期末配当金又は中間配当金が，支払開始の日から３年以内に受領されないときは，当社は，その支払いの義務を免れるものとする。
付　則	付　則
(新　設)	１　本定款は，平成　年　月　日から施行する。
(新　設)	２　第２章の見出し，第７条並びに第33条の改正及び第２条，第５条，第８条，第22条並びに第25条の改正のうち金融商品取引法施行に伴う改正は，金融商品取引法の施行の日からその効力を生ずるものとする。
(新　設)	３　第５章の見出し及び第29条の３の改正は，金融商品取引法の施行の日から１か月以内で取締役会が定める日からその効力を生ずるものとする。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて，あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案における選任決議が効力を有する期間は，定款第31条の２の定めに従い，当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとさせていただきたいと存じます。

また，本議案の選任の効力は，就任前に限り，監査役会の同意を得たうえで，取締役会の決議により，その選任を取り消すことができるものとさせていただきたいと存じます。

なお，本議案につきましては，監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生 年 月 日)	略歴及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式数
松　井　俊　輔 (昭和36年１月13日生)	平成５年４月　弁護士登録（大阪弁護士会） (現任) 平成10年４月　松井俊輔法律事務所開設 平成15年９月　岩城・松井法律事務所開設 平成16年４月　大阪簡易裁判所調停委員（現任）	—

(注) １　候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２　松井俊輔は，補欠社外監査役候補者であります。

３　補欠社外監査役候補者として選任する理由

松井俊輔は，弁護士としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を当社の監査に反映することができるため，補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。

４　社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由

松井俊輔は，会社の経営に関与したことはありませんが，弁護士としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を有しており，社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。

５　社外監査役との責任限定契約の締結

当社は，松井俊輔が社外監査役に就任したときには，会社法の定めに基づき，賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。

当該契約に基づく賠償責任限度額は，金100万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

以　上

MEMO

株主総会会場ご案内図

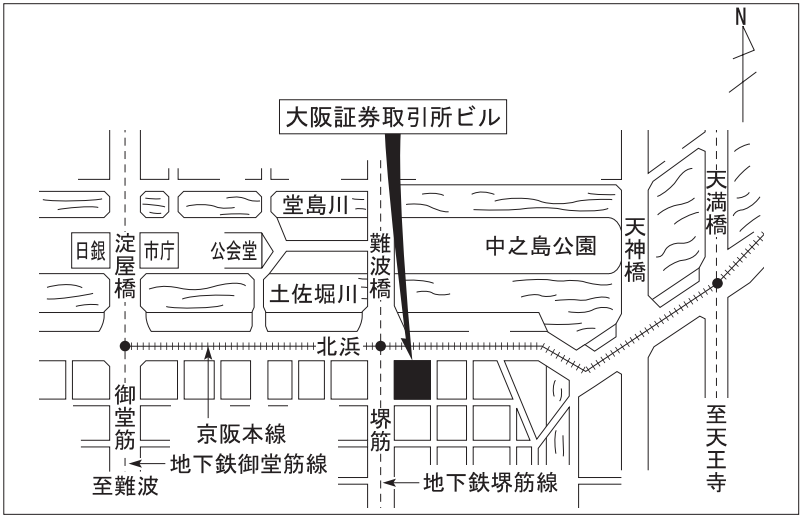

会　場　　大阪市中央区北浜一丁目８番16号
大阪証券取引所ビル　３階　北浜フォーラム
TEL　06（6202）2311㈹

（お願い）当社専用の駐車場はございませんので，お車でのご来場はご遠慮ください。

(交通機関)

・北浜駅(地下鉄堺筋線・京阪本線)…徒歩約１分

・淀屋橋駅(地下鉄御堂筋線・京阪本線)…徒歩約７分